

公共工事標準請負契約約款が 改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、受発注者間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、公共工事標準請負契約約款が以下のとおり改正されました。

公共工事の受発注者の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願いいたします。

- ◆ 平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。

改正内容の詳細は裏面へ！



- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、公共約款は、公共工事はもちろんのこと、電力・ガス・鉄道等の民間工事も対象としています。

○改正後の公共約款はこちらから

○改正後の公共約款本文はこちら

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html

○公共約款新旧対照表はこちら

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html (資料2別添1)

お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公共約款の主な改正内容

契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称が「甲」・「乙」から、「発注者」・「受注者」に変更されました
- 工期延長に伴う費用増について当事者間の負担の明確化が図られました
 - ◆ 工期延長に伴う増加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨の規定を追加
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました
 - ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

契約時

契約書に調停人を明記

※調停人を採用する場合

協議段階

受注者又は発注者の申し出により、協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

施工体制の合理化

- 現場代理人の常駐義務が緩和されました
 - ◆ 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能
 - ◆ このため、発注者が、一定の場合には常駐義務を緩和できる規定を追加

発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

不良不適格業者の排除

- 受注者が暴力団等である場合の解除権が規定されました
 - ◆ 発注者が契約を解除できる場合として、受注者又はその役員等が暴力団員である場合等の規定が追加されました